

## G 8 学術会議共同声明：成長と責務 - イノベーションの推進と保護

### 推進

イノベーションは経済を推進する原動力である。各国は、ダイナミックな経済発展と繁栄を確保し、国際競争力を高め、自国と他国の国民生活の質を向上させるためにイノベーションを支持している。特に研究開発における国際協力を通じて達成される。

少なくとも、持続可能なエネルギー、気候変動の軽減と適応、生物多様性、水、感染症などの重点分野における国際協力では、一層の推進と資金供給が必須である。最大の発明はしばしば国際的にまだ注目されていない分野のテーマ領域における研究から生じることがあるので、各国政府は広範な基礎研究に強力な投資を行うことが重要である。

イノベーションには根本的なジレンマがある：イノベーターはその費用を負担するにもかかわらず、その努力は全面的な見返りを保証されていない。模造品がたちまち出回るおそれがあれば、犠牲的な努力はなされにくくなるであろう。このため、各国政府はイノベーションを育成するために、教育と訓練への重要な責任に加え、特許や著作権といった知的財産権の制度化、研究開発の予算的支援、公的な資金供給や助成を通じたイノベーション、政府調達の有効活用など様々なアプローチを追及してきた。政府による強力な投資と、研究やライセンスに係る障壁の除去との適切なバランスを確立することが重要である。

重点分野における長期的な国際的課題研究の展開は、発見と発明の速度と数を著しく増大させ、イノベーションと商業化を促進することができる。こうした開発は、産学官の関係者を巻き込まねばならない。

国は、起業精神とイノベーションの文化を活性化させるとともに、起業精神とイノベーションが社会における有形の成果につながるよう政策として支援すべきである。

発展途上国は成長と持続可能性に繋がる道筋としてイノベーションに注目しつつある。国際機関や広範なドナー界は、発展途上国が国内での研究開発の資金を調達する手段をはじめイノベーションに関する自らの体制を構築するよう支援と奨励をすべきである。とりわけ、インフラ整備などの投資は、市場で有望なイノベーション（ベンチャーキャピタルやマイクロ金融の奨励、現地の製造能力の構築やサービス提供など。）をもたらすようなものであるべきである。その国の伝統的知識は、発展途上国における発見やイノベーションを推進する役割を担っている。

先進国は、適切な場合に、技術が現地の条件に適合し活用されるよう、知識と創作的技術の発展途上国への移転を連携しながら促進すべきである。このような移転により、発展途上国は従来型の発展への道から大きく飛躍することができる。同時に、発展途上国は、適切な関税や投資及び保護に関する法制をはじめ自国のインフラが技術移転を奨励するものであることを確認しなければならない。

発展途上国及び新興経済国は、複合的な問題を解決し、自国において研究、開発及びイノベーションを可能とする人材を有することが重要である。男女比の偏りのない科学、工学、技術及び医学修了者の教育・訓練は、成功の必須要件である。

## 保護

イノベーションには保護が必要であるが、保護措置がイノベーションを（企業から個人に至る全段階で）阻害することのないよう注意すべきである。知識へのアクセスは極めて重要である。知的財産権の侵害は、イノベーションの長期的な進展の妨げとなる。G 8 諸国は、知的財産の保護に係る国内及び国際法制も知識へのアクセスを促進することを確保するよう努めるべきである。

特許制度が継続的な科学・技術の進歩に向けた必要な動機を与えるためには、有用性、新規性、非自明性といった特許性に係る主要な基準を明確に示す必要がある。G 8 諸国は、十分な「猶予期間」によって知識の早期の流布を促進するための調和のとれた基準を規定すべきである。この規定は、特許出願期日前に自ら行う公表によって生じる有害な効果から発明者を保護する。

科学研究を奨励するため、特許法は、適切に明確化された適用免除規定を研究に対して設けるとともに、特許権がすでに付与された案件の改良や更なる開発などの非商業的研究目的のためには特許技術の使用を許可すべきである。

複数の管轄権の下で特許の準備及び申請のために今日もなお膨大な時間と資源が費消されている。実体特許法条約（SPLT：Substantive Patent Law Treaty）を通じて必須要件の調和と情報共有の世界的努力が行われてきているが困難にも直面している。主な相違点と要件の共有はG 8 諸国の管轄権の間で生じるため、世界で最も産業化の進んだこれらの国々自身の中で暫定合意を行うことも考えられる。そのようなシステムは、事前検索及び審査における最善の実践例と高水準の質を組み込んだものとすべきである。さらに、特許の場合、付与される権利の質、つまり法的確実性の実質的な改善が早急になされるべきである。

先進国発の新特許技術の応用が主に南側〔発展途上国〕で必要とされるような場合、北側〔先進国〕の産業による投資への十分な報酬は通常見込めない場合が多い。G 8 諸国政府は、そのような特許技術の開発に対する助成、そして南側におけるその商業化を考慮すべきである。これは、特許プロセスの入り口につながるプログラムを通じた技術開発に対する助成（例えば、補助金給付、調達、特許期間の長さ、あるいは南側諸国のためにG 8 諸国が開発製品に係るライセンスに対して公正な対価を支払うなど）によって達成され得る。この見返りとして、南側諸国の政府は特許制度の施行や現地生産の取締などを引き受けることが考えられる。この戦略は、その他の方法では得ることのできない南側で必要な製品の商業化のために有益である。

## 結論

### イノベーションの推進

我々は、G 8 諸国政府の指導者に対し、次のことを提言する。

- 重点分野におけるイノベーションを推進するため、長期的な国際的研究課題の開発を促すこと。
- 知識及びイノベーションの商業部門への移転（特に、大学・産業間）を促進し、起業精神を活性化するための手段を確立すること。
- 発展途上国との協働により、経済・社会の発展のための科学、技術及びイノベーションに係る諸制度を構築するとともに、科学、工学、技術及び医療の分野における将来の指導者の教育と訓練を促進すること。
- 保護のみに重点を置くのではなく、創成、移転、利用及び保護を取り扱う世界的な知識関連政策を推進すること。

### イノベーションの保護

我々は、G 8 諸国政府の指導者に対し、次のことを提言する。

- 知的財産について、審査を受けた正規の知的財産権と知識・情報への自由なアクセスとの間の適切なバランスを維持しつつ簡素化し、その制度の施行を図る世界的な努力を奨励すること。
- イノベーションを育成する豊かなインフラの提供に加え、イノベーションに対する障碍の除去を図る政策を策定し、実施すること。
- 発展途上国におけるイノベーションを促進し保護するため、世界的な金融機関による大胆なイニシアティブを確立すること。
- 発展途上国に対し、現地のイノベーションを誘発し、これを保護するために必要なインフラ及び法規の保持を促進・支援し、技術移転のための刺激的環境をもたらすこと。